生産金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているときは、この限りでない。

2　（略）

（共済金の金額の削減）

第三十六条　（略）

2　前項の規定による共済金の金額の削減は、当該共済事故に係る共済金の全てについて、当該共済金の金額に対する支払う共済金の金額の割合が単一となるようにしなければならない。

（勘定区分）

第三十八条　法第九十七条の農林水産省令で定める勘定区分は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲・特定養殖共済に関する勘定

二　（略）

（削る）

三・四　（略）

（責任準備金の積立て）

第三十九条　法第九十八条の規定により積み立てなければならない責任準備金の金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、定款で定めるところにより、共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合にあつては、その概算金額。以下この項において同じ。）のうち附加共済掛金に相当する部分の一部の金額を減ずることができる。

一　漁獲・特定養殖共済については、次に掲げる金額の合計額

イ・ロ　（略）

二～四　（略）

2　（略）

（事務の委託）

第四十二条　法第百一条第一項の農林水産省令で定める事項は、共済掛金又は申込証拠金の受理、払戻し又は返還、共済証書の交付、法第八十七条第一項、法第八十八条、法第九十一条第二項及び法第百二条において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第十四条の規定による通知の受理、法第八十九条第一項及び法第百十八条の二第一項の規定による申出の受理、法第九十条第二項、法第九十一条第四項及び法第百十三条の二第七項（法第百二十四条の二第五項又は法第百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による払戻し又は返還の請求の受理、共済金の交付並びに第三十四条の規定による通知とする。

（第一号漁業に係る漁獲・特定養殖共済における水産動植物の保護義務）

第四十三条　（略）

（令第五条第二項第一号の大臣許可漁業）

第四十三条の二　令第五条第二項第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

し、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているときは、この限りでない。

2　（略）

（共済金の金額の削減）

第三十六条　（略）

2　前項の規定による共済金の金額の削減は、当該共済事故に係る共済金のすべてについて、当該共済金の金額に対する支払う共済金の金額の割合が単一となるようにしなければならない。

（勘定区分）

第三十八条　法第九十七条の農林水産省令で定める勘定区分は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲共済に関する勘定

二　（略）

三　特定養殖共済に関する勘定

四・五　（略）

（責任準備金の積立て）

第三十九条　法第九十八条の規定により積み立てなければならない責任準備金の金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、定款で定めるところにより、共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合にあつては、その概算金額。以下この項において同じ。）のうち附加共済掛金に相当する部分の一部の金額を減ずることができる。

一　漁獲共済又は特定養殖共済については、次に掲げる金額の合計額

イ・ロ　（略）

二～四　（略）

2　（略）

（事務の委託）

第四十二条　法第百一条第一項の農林水産省令で定める事項は、共済掛金又は申込証拠金の受理、払戻し又は返還、共済証書の交付、法第八十七条第一項、法第八十八条、法第九十一条第二項及び法第百二条において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第十四条の規定による通知の受理、法第八十九条第一項及び法第百十八条の二第一項の規定による申出の受理、法第九十条第二項、法第九十一条第四項及び法第百十三条の二第七項（法第百二十四条の二第五項、法第百二十五条の十二第五項又は法第百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による払戻し又は返還の請求の受理、共済金の交付並びに第三十四条の規定による通知とする。

（第一号漁業に係る漁獲共済における水産動植物の保護義務）

第四十三条　（略）

（令第六条第一号の大臣許可漁業）

第四十三条の二　令第六条第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）